富山始審裁判所ができるまで

- 1 県庁における裁判時代
- (1) 明治4年7月14日,廃藩置県によって富山藩は廃せられ,旧藩領に富山県が 設置された。

裁判事務は、富山藩時代には藩において行われており、富山県もこれを引き継いだ。

同年11月20日には、富山県が廃せられ、砺波、新川、婦負の3郡に新川県が設置され、県庁は魚津に置かれ、富山には支庁が置かれた。射水郡は、七尾県に編入された。ただし、その後、七尾県の廃止に伴い、同郡は新川県に編入された。また、明治6年7月、新川県の県庁は、旧富山城内に移された。明治9年4月18日には、新川県が石川県に統合され、新川県庁跡に支庁が置かれた。富山県が石川県から分割されて復活するのは、明治16年5月9日である。

裁判事務は、旧富山県から新川県、石川県と引き継がれてきた。新川県においては、明治9年4月、新川裁判所を設け、民事刑事の裁判事務を行った。

ところで、明治4年7月9日、司法省が設置され、これに刑部省、弾正台の 刑事司法機能が承継され、同年8月18日には、東京府所管の聴訟断獄(注1)の 事務が、同年9月14日には大蔵省所管の聴訟事務が、それぞれ司法省に移され、 さらに、同年12月27日には東京裁判所が設置されるなど、裁判事務が次第に司法 省へ移されていった。司法省は、全国の裁判所を総括する方針をとり、明治5年8 月3日には、司法職務定制を制定し、原則的な一審裁判所としての府県裁判所及び 軽微事件を扱う区裁判所の設置等を定め、神奈川裁判所を初めとして、順次、府県 裁判所,区裁判所を設置してきた。司法省は,明治8年5月24日には,大審院諸 裁判所職制章程を定めて、裁判所制度を改定し、府県裁判所を各府県に設置する旨 規定したが、全府県に設置することはできなかった。結局、明治9年9月13日に は、府県裁判所を廃止して、地方裁判所を設置することになったが、この時点で、 47 の県においては裁判所が設置されていなかった。当時の石川県にも、司法省所 管の裁判所は設置されていなかった。富山市史によると, 新川県が石川県に統合さ れた際に旧新川県庁(旧城内)に石川県の支庁が置かれ、その傍らに金澤裁判所の 支庁が設置されたとあるが、当時は、まだ司法省所管の金澤裁判所は存在しなかっ た。この裁判所は、裁判所という名称を使用したが、実質的に県庁に属する裁判所 であった。石川県中属秋山恕卿が3級判事補を兼務し、富山裁判支庁長として執務したのである。

- 2 司法省所管の裁判所設置
- (1) 明治9年9月13日,府県裁判所が廃止され,これに代わる裁判所として,全国に東京ほか22の地方裁判所が設置された(ただし,名称としては地方の文字はつかない。)。石川県には金澤裁判所が設置されることになったが,実際に開庁したのは,同年11月29日である。同日,石川県の民事及び刑事の裁判事務が司法省所管の金澤裁判所に移管された。初代所長は,櫻井直養である。そして,同年12月8日,金澤裁判所富山支庁及び富山区裁判所が設置された。区裁判所は,府県裁判所の時代と同様に軽微事件を扱う裁判所である。初代富山支庁長は,伊内利安であった。

伊内利安は、静岡県の出身。明治6年ころには、大宮区裁判所の少解部(注2)となり、翌年には権大解部に、次いで、明治8年5月、官制の改革によって、二級判事補となって熊谷裁判所に勤務し、明治9年4月には、児島惟謙とともに鶴ケ岡に派遣され、鶴ケ岡事件の処理に当った者であるが(田畑忍・児島惟謙38頁)、金澤裁判所富山支庁設置とともにその支庁長となったのである。明治14年10月まで在勤し、同月、宮城控訴院判事に転出した。その後は、明治16年に山形始審裁判所判事に異動し、明治17年12月16日、非職となっている。

伊内利安の次に支庁長となったのは、草鹿瑍である。明治14年10月15日から、明治15年以降は富山始審裁判所長として、明治20年1月3日までつとめた。

草鹿瑍は、天保7年ころの生まれ。もと大聖寺藩士であったと思われる。別名、 宣瑍、勝助、郁太郎。明治2年12月、大聖寺藩の少属となったが、明治4年7月、退 職して、司法省に移り、十三等出仕から、中解部、二級判事補を経て、明治10年10 月、東京裁判所の判事となり、上記の日に富山支庁長となった。富山始審裁判所長 を止めた後は明らかでない。

支庁長以外の裁判所の職員については必ずしも明確でないが、明治9年4月の官員録全(西村組出版局発行)に掲載されている新川県の職員のうち、少属榊原守脩、同斉藤学、権少属荘廸、同岩田孝慈が石川県に移ったのち、明治9年12月に司法省所管の金澤裁判所に移籍した。いずれも富山支庁において執務したものと思われる。また、十四等出仕鈴木貞好、同中山一貫も富山支庁において執務したのではないか

と思われるが、この点は判然としない。

(2) 魚津については、同月28日、魚津区裁判所が設置されたが、開庁は翌明治10年3月15日であり、開庁とともに判事補竹中知敬が所長となった。第2代は判事補五十嵐匡里。第3代は判事補斉藤学。ただし、所長心得。第4代は判事補長岡尭英である。

竹中知敬は、大阪上等裁判所の十二等出仕であったが、判事補となって魚津区裁判所の所長となり、その後、金澤裁判所の管内を異動して、明治 14 年 7 月、判事となり、金澤裁判所、金澤始審裁判所、同裁判所七尾支庁(支庁長)、新潟始審裁判所新発田支庁、大阪始審裁判所の各判事を経て、明治 23 年 10 月、長崎控訴院判事となり、その後、平戸区裁判所監督判事をつとめて、明治 36 年 1 月、退職し、同地で公証人となった人である。第 2 代以下の紹介は省略しよう。

(3) 金沢裁判所富山支庁の庁舎は、当初、旧富山城内の富山県庁の建物を使用していた。人員も建物も引き継いだわけである。しかし、明治 14 年 5 月 23 日、総曲輪字練兵場 157 番の内、官有地約 1600 坪を取得し、同所に新庁舎を建築した。落成して移転したのは、同年 6 月 30 日である。なお、この点については、富山市史には、その敷地は富山町有志が城趾保存のために 3200 円で取得してこれを裁判所に寄付したとある。落成の日も同年 12 月となっている。

## 3 法律の制定

政府は、維新後も、とりあえず幕府時代の公事方御定書によることとしたが、この当時は、治安重視の観点から刑事司法が重視されたことは想像に難くない。明治元年10月、仮刑律が定められ、明治3年12月には、新律綱領が制定される。明治6年6月には、これを改正した改定律例が制定された。ここまでは、その名称からも推測できるように、中国明国の律令制度の影響を受けたもので、近代的とは言い難かった。近代的な刑法は、明治13年になってから、手続法の治罪法とともに制定され、明治15年から施行されたのである。

民事に関しては、体系的な法律が制定されるのは、明治 23 年まで待たなければならない。それまでは単行的な法が制定されたにすぎず、明治 8 年 6 月の太政官布告は、民事の裁判について、成文の法律が存在しないときは習慣により、習慣がないときは条理によって裁判すべきとしていた。

## 4 代言人

明治5年には、民事事件の訴訟代理人として代言人を用いることが認められ、明治9年2月には、代言人規則が制定されて、代言人になるについては免許を必要とすることになった。これは今日の弁護士制度に発展するものであるが、富山県出身者でその免許を受けたのは、明治15年までには2人である。明治10年に江守精一が、明治12年に須田義章が、いずれも石川県で免許を受けている。明治14年には、京都府出身の小林一生が富山で開業した。明治13年からは、代言人は地方裁判所本庁支庁ごとに代言人組合を設立することが義務づけられたので、富山支庁においても、ここで代言活動をするには組合を設立する必要があった。富山代言人組合が設立されたことは明らかであるが、その時期や組合員を明確にする資料は見いだしていない。

刑事弁護については、これが認められるのは明治15年以降である。

## 5 検察官

検察官の制度については、明治5年には制定されたが、当初は、裁判を監督する目的であり、訴追官となったのは後である。そして、当初は、地方官がその代わりをしていた。明治13年9月15日に至って、漸次検事を各地に置き、地方官に委任していた司法警察事務を担当させることとなった。金澤裁判所に検事が置かれたのは、明治14年であろう。同年の官員録には、金澤裁判所の項に検事として別府景通、検事補として森繁彦の名前がある。同年8月22日には、地方裁判所支庁にも、検事がおかれることとなり、岡島力が富山支庁検事として赴任した。

岡島力は、敦賀の人。明治7年ころ、権中解部になり、明治8年5月、四級判事補となり、東京上等裁判所に勤務したが、その後、熊本裁判所十三等出仕、東京上等裁判所十三等出仕、同十等出仕を経て、明治14年8月、検事となって富山支庁に赴任した。富山の後は、金澤始審裁判所検事をつとめ、その後、判事に転官して、富山始審裁判所、京都始審裁判所、園部区裁判所(監督判事)、富山地方裁判所(部長)、小濱区裁判所(監督判事)の判事をつとめ、明治31年12月、大阪控訴院判事となって退官した。その後、福井で弁護士をし、次いで公証人となった。富山に3度勤務したのである。

## 6 事件

維新後,社会は著しく変化したのであるが,その中で士族層についてみれば,旧 体制派はもちろん存在したし,維新を推進した側にも明治政府の方針に反発する立 場もあり、政府部内も未だ権力が安定したものとなっていたわけではなかった。一 般庶民においても、農村を中心に政府の税制などの政策に不満をもつ者も多かった。 そういうわけで各地で様々な階層による騒擾や紛争が頻発した。富山県においても、 明治2年10月,新川郡一帯に、ばんどり騒動といわれる農民一揆が発生している。 明治 10 年 2 月には、砺波郡において地租に対する不満から暴動が発生した。この 件は、金澤裁判所開設後であったから、同裁判所で裁判され、首謀者重共与右衛門 が懲役7年、森松太吉が懲役5年に処せられたという(富山県警察史上)。全国的 には、農民による暴動は明治 10 年までに 200 件近く発生した。士族による反乱は、 明治9年10月から、神風連の乱、秋月の乱、萩の乱と続き、明治10年には、西郷 隆盛による西南戦争が勃発する。石川県では、島田一郎らによる呼応の動きはあっ たものの、成功しなかった。西南戦争は、同年9月24日、西郷の自刃によって終 了し、他方で、大久保利通も、明治 11 年 4 月、島田一郎一派に暗殺された。ただ、 これらは富山における裁判所にとって、特段の事件となったわけではない。その後、 全国的に自由民権運動が盛んになるが,富山においても,明治 13 年 1 月には,稲 垣示らによって, 高岡郊外の下関村において政治結社北立社が組織され, 国会開設 を求める運動が活発化し、明治15年に入って行く。 (平成18年7月更新)

(富山地方・家庭裁判所長 松本哲泓)

注1 聴訟は民事事件、断獄は刑事事件のことである。

注2 裁判官の官制は、明治5年には、大、権大、中、権中、少、権少の各判事、大、権大、中、権中、少、権少の各解部(ときべ)であった。解部が裁判官であるかどうかは異論のあるところであるが、とりあえず裁判官に分類する。他の職員は、卿を筆頭に、大輔、少輔、大丞、少丞、六等出仕、七等出仕、大録、大属、八等出仕、権大録、権大属、九等出仕、中録、中属、十等出仕、権中録、権中属、十一等出仕、少録、少属、十二等出仕、権少録、権少属、十三等出仕、史生、十四等出仕、十五等出仕の順である。そして、明治8年5月、裁判官制の改定によって、大中小の判事、解部が廃止され、一等から七等までの判事と一級から四級までの判事補が設けられた。概ね、判事は権大判事を三等判事とし、解部は大解部を一級判事補として、順次スライドさせた。少解部は十二等出仕に、権少解部は十三等出仕になった。この判事、判事補の等級は、明治10年6月、廃止となった。